

特別養護老人ホーム やすはら苑 ご案内 短期入所

ショートステイ・予防ショートステイ 【定員10名】

- ・施設に短期入所していただき、介護や機能訓練、日常生活上のサービスを提供します。
- ・利用者の生活の向上及びご家庭の身体的精神的負担を軽減することが目的です。

1、このような時にご利用ください。(要支援、要介護と認定の方)

- ① 介護者が病気になって、一時的に介護ができない。
- ② 仕事が一時的に忙しく、介護ができない。
- ③ 冠婚葬祭や旅行のため、家を空ける場合。
- ④ 介護者が介護疲れで困っている。

2、特別養護老人ホーム やすはら苑 のショートステイ利用料金表 (令和6年8月)

◇ やすはら苑短期入所生活介護 (ショートステイ) (単位 : 円)

区 分	利用者基本単位(利用者負担分)	介護職員処遇改善 地域区分後		滞在費	食費	1日あたり 合計金額(概算)	
		1割負担	(2割負担)			1割負担	(2割負担)
要介護1	704	817円	(1,634円)	2,290円	1,590円	4,697円	(5,514円)
要介護2	772	895円	(1,790円)	2,290円	1,590円	4,775円	(5,670円)
要介護3	847	983円	(1,966円)	2,290円	1,590円	4,863円	(5,846円)
要介護4	918	1,065円	(2,130円)	2,290円	1,590円	4,945円	(6,010円)
要介護5	987	1,145円	(2,290円)	2,290円	1,590円	5,025円	(6,170円)

※上記料金表の各種加算の内訳は、短期生活サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日)です。

◇ やすはら苑予防短期入所生活介護 (予防ショートステイ) (単位 : 円)

区 分	利用者基本単位(利用者負担分)	介護職員処遇改善 地域区分後		居住費	食費	1日あたり 合計金額(概算)	
		1割負担	(2割負担)			1割負担	(2割負担)
要支援1	529	614円	(1,228円)	2,290円	1,590円	4,494円	(5,108円)
要支援2	656	761円	(1,522円)	2,290円	1,590円	4,641円	(5,402円)

※上記料金表の各種加算の内訳は、予防短期生活サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日)です。

※上記料金表以外の加算

- ・利用者負担は1割、2割又は3割となります。(負担割合については、所得金額に応じ、負担割合が記された「負担割合証」が市町村から交付されます。)
- ・介護職員処遇改善加算 所定単位数に0.14(加算率14.0%)を乗じたものです。
(本人負担1割、2割又は3割)
- ・金沢市は地域区分(7級地)として、1単位10.17円となります。
- ・利用者を送迎した場合は、片道あたり184単位が加算されます。(送迎加算)
- ・減塩食・糖尿病食などの療養食を提供した場合は、1回あたり8単位が加算されます。(療養食加算)
- ・ショートステイを長期利用された場合は、1日当たり30単位が減算されます。(長期利用者提供減算)
- ・他、短生緊急短期入所受入加算は、1日当たり56単位が加算されます。(対象者)

※本資料は1日利用での計算(概算)であり、利用日数が増加すると端数金額が多少増加致します。

※その他の負担

- ・飲み物代として、1日当たり10円実費負担となります。
- ・居室に電気製品を持込まれた場合の料金は、テレビ、電気毛布など1点1日70円です。

3、申込方法

- ・やすはら苑では、居宅介護支援事業所が無いいため直接利用者からの申込みができません。
- ・ショートステイを利用される際は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーに相談し、やすはら苑に申し込みをして頂く事になります。

4、利用者負担段階第1～3の方は、利用料金の減額が適用されます。

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の滞在費や食費の負担が軽減されます。

◇ 滞在費・食費の負担限度額（1日あたり）

（単位：円）

対象者		利用者負担段階	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		第1段階	880	300
世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方	高齢福祉年金受給者			
	年金収入等 ※80万円以下	第2段階	880	600
	年金収入等 ※80万円超120万円以下	第3段階①	1,370	1,000
	年金収入等 ※120万円超	第3段階②	1,370	1,300
上記以外の方（補足給付の対象でない方）		第4段階	2,290	1,590

※ 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

※ 預貯金等の金額が、基準額を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

年金収入等※80万円以下	第2段階	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等※80万円超120万円以下	第3段階①	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等※120万円超	第3段階②	単身500万円、夫婦1,500万円

※ 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

※ 利用者負担段階の手続きについては、お住まいの市役所・町村役場で認定を受けて下さい。

5、連絡先

特別養護老人ホーム やすはら苑

（事業者番号 1770103131）

〒920-0371

金沢市下安原町東1458番地1

TEL 076-240-6611

FAX 076-240-6670

ショートステイ担当

生活相談員 坂本 修一

